

# Chair's Proposal for Draft Terms of Reference for a United Nations Framework Convention on International Tax Cooperation

[https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-](https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Chair%27s%20proposal%20draft%20ToR_L.4_15%20Aug%202024____.pdf)

[08/Chair%27s%20proposal%20draft%20ToR\\_L.4\\_15%20Aug%202024\\_\\_\\_\\_.pdf](https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Chair%27s%20proposal%20draft%20ToR_L.4_15%20Aug%202024____.pdf)

## 国連国際租税協力枠組み条約付託事項 (TOR) 議長草案

2024年8月15日

### I. はじめに

1. 決議78/230「国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力促進」の採択において、国連総会は国際租税協力を強化し、完全に包摂的でより効果的なものとするためには、国際租税協力に関する国連の枠組み条約の策定が必要であることを強調した。
2. 総会は決議の中で、枠組み条約の制定は、開発資金に関するアジスアベバ行動アジェンダと持続可能な開発のための2030アジェンダの実現を加速させるとの認識を示した。
3. そのため、総会は、国連国際租税協力枠組み条約への付託事項を起草する目的で、加盟国主導のオープンエンドの政府間特別委員会を設置した。
4. 総会はさらに、政府間特別委員会に対し、国連枠組み条約の付託事項案を含む報告書を第79回総会への提出を要請した。
5. 委任事項に基づく作業を完了した政府間特別委員会は、国連国際租税協力枠組み条約の付託事項の検討を総会に勧告する。

### II. 条約の構成要素

#### はじめに

6. 枠組み条約のテキストは、特に以下の総会決議を反映するべきである。
  - a. 決議78/230（2023年12月22日）「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の促進」
  - b. 決議77/244（2022年12月30日）「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の促進」
  - c. 決議70/1（2015年9月25日）「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」
  - d. 決議69/313（2015年7月27日）「第3回開発資金国際会議のアジスアベバ行動目標」

#### 目的

7. 国連国際租税協力枠組み条約は、その目的を明確に示すべきである。その意味で、条約は次のようなものでなければならない。
  - a. サブスタンスとプロセスにおいて完全に包括的で効果的な国際租税協力を構築する；
  - b. 既存および将来の租税および租税関連の課題に継続的に対応できる、国際租税協力のためのガバナンス・システムを確立する；

- c. 持続可能な開発のため、国際租税ルールの正当性、確実性、弾力性、公平性を強化することを視野に入れつつ、国内資源動員強化の課題に対処し、包摂的、公正、透明、効率的、公平かつ効果的な国際租税制度を確立する。

## 原則

8. 国際的な租税協力に関する国連の枠組み条約には、その目的達成の指針となる原則の明確な声明が含まれるべきである。
9. したがって、枠組み条約の目的を達成するため次にあげる取り組みが必要となる：
  - a. そのアプローチと範囲は普遍的なものであり、開発途上国を含むすべての国、特に特殊な状況にある国の異なるニーズ、優先事項、能力を十分に考慮すべきである；
  - b. すべての加盟国は、自国の国内税制の政策と慣行を決定する主権を有すると共に、他の加盟国の同様の主権を尊重することを認識する；
  - c. 国際的な租税協力の追求は、国際人権法の下での各国の義務に沿ったものでなければならない；
  - d. 経済、社会、環境政策の側面をバランスよく統合的にカバーする、総合的で持続可能な開発の視点を持つ；
  - e. 社会、テクノロジー、ビジネスモデル、国際的な租税協力のランドスケープが進化する中で、衡平な結果を確保するために十分な柔軟性、弾力性、機動性を備えていること；
  - f. 国際租税制度の下での課税権の配分の公平性を確保することにより、持続可能な開発の達成に貢献する；
  - g. 対象が許す限り、シンプルで運用しやすいルールを提供する；
  - h. 納税者と政府にとっての確実性を確保する。
  - i. すべての納税者に透明性と説明責任を求める。

## コミットメント

10. 枠組み条約は、以下に関するその目的を達成するためのコミットメントを含むべきである。特に、以下の事項に関するコミットメントが必要である：
  - a. 多国籍企業への公平な課税を含む、課税権の公平な配分；
  - b. 富裕層による脱税や租税回避に対処し、関連する加盟国での効果的な課税を実現する；
  - c. 経済、社会、環境の3つの側面における持続可能な開発の達成に、バランスの取れた統合的な方法で貢献する国際的な租税協力のアプローチ；
  - d. 透明性と課税目的の情報交換を含む、租税問題における効果的な相互行政支援；
  - e. 税に関係する不正な資金の流れ、租税回避、脱税、有害な慣行への対応；
  - f. 税務紛争の効果的な予防と解決

## キャパシティビルディング

11. 課税主権は、国際的な租税協力における包括的かつ効果的な参加には、すべての国が規範策定プロセスに有意義に貢献できるよう、多様なニーズ、優先順位、能力を考慮した手続きが必要であることを意味し、そして尊重する。そのためには、すべての国が不当な制限を受けることなく、アジェンダの設定、議論、意

思決定に参加する機会を、その国の希望に応じ直接または国別グループを通じ与えられることが必要である。

12. 国際的な租税協力に参加し、国際的な租税協力の枠組みを実施するための十分な能力を確保するために、加盟国、特に発展途上国が、関連する国際的な租税慣行と関連する問題についての能力を構築するための努力を支援し、そのための資金を提供する主たる責任を有する機関に関する規定を枠組み条約に盛り込むべきである。

### その他の要素

13. 枠組み条約には、特に次のような実質および手続きに関する要素を含めるべきである：定義、他の協定、文書、国内法との関係、レビューと検証、（枠組条約実施のための）情報交換、データ収集と分析、財源、締約国会議、事務局、補助機関、紛争解決メカニズム、枠組み条約の改正、議定書採択および最終規定

## III. 議定書

14. 議定書とは、枠組み条約の下で、枠組み条約を実施または精緻化するための別の法的拘束力のある文書である。枠組み条約の各締約国は、実質的な租税問題に関する議定書の締約国となるか否かを、枠組み条約の締約国となる時点でも、それ以降でも選択できるようにすべきである。

15. 枠組み条約と同時に2つの初期議定書を策定すべきである。初期議定書のひとつは、デジタル化とグローバル化が進む経済において、国境を越えたサービスの提供から生じる所得に対する課税を扱うべきである。

16. 2つ目の初期議定書の主題は、政府間交渉委員会の会合で決定されるべきであり、以下の特定の優先分野から選ばれるべきである：

- a. デジタル化経済の課税
- b. 税に関連した不正な資金の流れに対する対策
- c. 税務紛争の予防と解決
- d. 富裕層による脱税や租税回避に対処し、関連する加盟国での効果的な課税を確保する。

17. 特に以下のトピックを扱う議定書が検討できる：

- a. 環境問題に対する租税協力
- b. 税務上の情報交換
- c. 税務に関する相互行政支援
- d. 有害な税慣行

## IV. 交渉のアプローチと期間

18. 枠組み条約は、加盟国主導の交渉委員会によって検討される。政府間交渉委員会は、2025年、2026年、2027年に少なくとも年3回の会合を開き、会期は1回につき10労働日以内とし、作業を完了させ、枠組み条約と2つの初期議定書の最終文書を総会に提出し、第82会期の第1四半期に総会の審議を仰ぐ。

19. 政府間交渉委員会の事務局は、公平な地理的代表に基づいて選出された議長、18名の副議長と1名の報告者で構成される。

20. 加盟国は枠組み条約の交渉に全面的に関与し、代表の継続性を確保するよう努めるべきである。
21. 国際機関、市民社会、その他の関連する利害関係者は、確立された慣行に従って、政府間交渉委員会の作業に貢献することが奨励される。
22. 政府間交渉委員会は、その作業を通じて、他の関連するフォーラムの作業、潜在的なシナジー効果、国際、地域、地方レベルでの租税協力に関与する機関の既存の利用可能なツール、強み、経験、補完性を考慮する必要がある。

## V. 交渉委員会の作業を支援するためのリソース

23. 政府間交渉委員会の作業を支援するため、総会・会議運営部からの技術面をサポートする事務局と経済社会局からの中身を担う事務局を含む、必要な施設とリソースを提供するよう、事務総長に対し要請すべきである。
24. 可能な加盟国およびその他の関係する利害関係者は、旅費および現地経費の負担や能力開発を含め、特に後発開発途上国を含め、途上国が枠組条約の交渉に全面的かつ効率的に参加できるための支援を行うよう奨励されるべきである。